

## 平成31年度宇城市特定不妊治療費助成事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、少子化社会対策基本法（平成15年法律第133号）第13条第2項に規定する地方公共団体が講ずる施策として実施する特定不妊治療（体外受精又は顕微授精をいう。以下同じ。）に要する費用（以下「特定不妊治療費」という。）の助成事業について、宇城市補助金等交付規則（平成17年宇城市規則第49号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(助成対象者)

第2条 この事業の助成対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 夫婦のいずれかが宇城市の住民基本台帳に記録されていること。
- (2) 熊本県特定不妊治療費助成事業（以下「県事業」という。）による助成の承認を受けた者であること。
- (3) 特定不妊治療に関し、本市以外の市町村の助成を受けていない者であること。

(助成対象となる医療機関等)

第3条 この事業の助成対象となる特定不妊治療を実施する医療機関及び特定不妊治療費は、県事業に準ずるものとする。

(助成金の額)

第4条 この事業による助成金の額は、特定不妊治療に係る自己負担額から県事業による助成金の額を控除した額とする。ただし、夫婦1組につき1年度当たり80,000円を限度とする。

(助成の申請)

第5条 この事業による助成を受けようとする者は、宇城市特定不妊治療費助成事業申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付し、県事業の承認を受けた日から6月以内に、市長に提出しなければならない。

- (1) 熊本県特定不妊治療費助成事業承認通知書の写し
- (2) 特定不妊治療費助成事業受診等証明書の写し
- (3) 当該特定不妊治療費に係る領収書の写し
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(決定・不承認通知)

第6条 市長は、前条の規定による申請を受けた場合において、内容を審査し、宇城市特定不妊治療費助成事業（決定・却下）通知書（様式第2号）により当該申請をした者に通知するものとする。

(請求及び支給)

第7条 前条の規定による通知を受けた者が助成金の支給を受けようとするときは、宇城市特定不妊治療費助成事業支給請求書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求に対し、前条の規定により決定した金額を支給するもの

とする。

(助成金の返還)

第8条 市長は、偽りその他不正の行為によって助成金の支給を受けた者がいるときは、当該助成金の全部又は一部を返還させるものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。